

基本計画編
第3章 砂防（土砂災害等対策）計画
第7節 土砂災害のソフト対策に関する基本的な事項

目 次

第7節	土砂災害のソフト対策に関する基本的事項.....	13
7. 1	総説.....	13
7. 2	土砂災害のソフト対策.....	13
7. 2. 1	総説.....	13
7. 2. 2	土砂災害が発生するおそれのある区域の把握	13
7. 2. 3	土砂災害に関する警戒避難体制の整備	15
7. 2. 4	開発行為に対する制限や建築物の構造規制や移転の促進等	16

令和4年6月 版

第7節 土砂災害のソフト対策に関する基本的事項

7. 1 総説

<標準>

土砂災害のソフト対策は、土砂災害による人的被害を軽減するため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにするとともに、当該区域における警戒避難体制の整備を図るほか、被害対象の減少を図るため、特定開発行為の制限や建築物の構造規制や移転の勧告を行う。これらの対策を効果的に組み合わせるとともに、ハード対策と一体となった総合的な土砂災害対策となるよう計画する。土砂災害のソフト対策に係る計画については、法令等で定められる対策の実施主体が本節の内容を適用し、必要に応じて計画を策定するものとする。

土砂災害が発生するおそれのある区域のうち、土砂災害警戒区域等は、基礎調査の結果を踏まえ、法令で定める基準に基づき指定し、また緊急調査の結果に基づき重大な土砂災害の急迫した危険があると認められる区域等は、想定される土砂災害に応じて、数値計算や地すべりの移動等に基づき明らかにすることを基本とする。

警戒避難体制の整備は、土砂災害の危険度が高まった時に、市町村長の避難指示発令や住民の自主避難の判断に資する情報の発表を行うため、土砂災害警戒情報等の発表基準の設定、土砂災害に関する情報や予警報の伝達と周知体制の整備、土砂の移動等に対する監視・観測体制の整備を図るほか、避難経路や避難場所の設定や周知を図るものとする。

特定開発行為の制限や建築物の構造規制等については、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土砂災害特別警戒区域において、想定される土砂災害の発生原因となる自然現象と開発行為の内容や建築物に作用すると想定される衝撃力を考慮し、関連する法令や制度と連携し適切に行う必要がある。

なお、土砂災害のソフト対策は、土砂災害が発生するおそれのある区域の周知や土砂災害の危険度が高まった時に避難に資する情報を発信するなど行政による「知らせる努力」と、住民がこれらの情報の内容や意味を避難訓練・防災教育の実施を通して理解するなど「知る努力」が相乗的に機能するように取り組むことを基本とする。

7. 2 土砂災害のソフト対策

7. 2. 1 総説

<必須>

土砂災害のソフト対策は、都道府県等により、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備や一定の開発行為の規制を図っていくものとする。また、砂防施設の整備等、ハード対策と相まって災害の防止、被害の軽減が図られるよう総合的な対策を展開していくものとする。

7. 2. 2 土砂災害が発生するおそれのある区域の把握

(1) 総説

<必須>

都道府県は土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、地形や土地利用状況等の調査を行い、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定し周知を図るものとする。都道府県等は土砂災害警戒区域内では警戒避難体制の整備を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内では一定の開発行為の制限を行うなど、ソフト対策の推進を図るものとする。

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

<必須>

都道府県は、基本指針に基づき、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他事項に関する基礎調査を行うものとする。

都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。

基礎調査の結果の公表は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を平面図に明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を指定するものとする。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を指定するものとする。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定の基準は、土砂災害の発生原因となる急傾斜地、土石流、地すべりの自然現象の区分に応じた土地の区域であることとする。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定は、土砂災害の発生原因ごとに、以下について定めるものとする。

- ・ 指定の区域
- ・ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- ・ 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項（土砂災害特別警戒区域のみ）

(3) 土砂災害防止法に基づく緊急調査

<必須>

国土交通省および都道府県は、重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、市町村が適切に避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査によって得られた土砂災害が発生するおそれのある区域および時期を土砂災害緊急情報として通知・周知するとともに、緊急調査により得られた情報を随時提供するものとする。

河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省、地すべりについては都道府県が緊急調査を実施するものとする。

(4) 火山の噴火による土砂災害が発生するおそれのある区域の把握

<標準>

火山の噴火による土砂災害が発生するおそれのある区域は、ソフト対策で対象とする火山の噴火に起因する土砂移動現象と規模及びそれらの推移を時系列的にまとめた土砂移動シナリオに基づき、数値計算により把握することを基本とする。

7. 2. 3 土砂災害に関する警戒避難体制の整備

(1) 総説

< 必 須 >

警戒避難体制の整備は、都道府県等により土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、要配慮者等の避難、救助等の整備を図るものとする。

< 標 準 >

火山噴火対策における警戒避難体制の整備は、噴火時に想定される土砂移動現象に対して、当該火山で発生する可能性の高い規模の噴火を考慮して、計画的に整備を行う基本対策計画と、突発的で規模の大きい火山噴火の場合でも迅速かつ効果的に警戒監視等を行う火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山毎に関係機関で構成される火山防災協議会に参画し整備を進めることを基本とするものとする。

(2) 警戒避難体制の市町村地域防災計画等の各種計画への位置づけ

< 必 須 >

市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。また、要配慮者利用施設が警戒区域内にあり、当該施設の利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めるものとする。市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は土砂災害防止法に基づき避難確保計画を作成する。

(3) 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒情報を補足する情報

< 必 須 >

土砂災害警戒情報は、市町村や住民等に必要な防災情報を提供し、迅速かつ適切な防災対応を効果的に支援していくために、気象業務法および土砂災害防止法に基づき、都道府県と気象庁が共同して作成・発表するものとする。地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合においても的確な運用を行うため、暫定基準の取り扱いについて都道府県と気象庁で事前に協議して定めておくものとする。

< 標 準 >

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに、土石流及び集中的に発生するがけ崩れを対象に、都道府県砂防部局と地方気象台が連携して策定した CL をスネークラインがおおむね 2 時間先に超過すると予想される場合に発表することを基本とする。

土砂災害警戒情報を補足する情報は、土砂災害警戒情報と併せて市町村が避難対象地域等の特定することに資するものであり、市町村における適切な避難情報の発令等を効果的に支援するため、都道府県が詳細な情報を提供することを基本とする。

(4) 土砂災害ハザードマップ

< 必 須 >

市町村は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、市町村地域防災計画に基づく区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達、土砂災害の危険性がある場合の警戒避難に必要な避難場所・避難経路等の情報を住民に周知するものとする。

＜標準＞

土砂災害と同時に発生しうる災害である洪水、内水、津波、高潮のリスクも確認された場合には、土砂災害とその他リスクを合わせた総合的なハザードマップを作成し、円滑な警戒避難を確保するものとする。

火山噴火時の土砂災害に対するハザードマップは、土砂移動現象毎の土砂移動シナリオに基づき、影響の範囲と程度を示す火山砂防ハザードマップを作成し、保全対象に対する概略被害を示すことを基本とする。

（５） 土砂災害に係る避難訓練

＜必須＞

土砂災害に関する避難訓練は、災害対策基本法、土砂災害防止法に基づき、毎年一回以上実施することを基本とする。市町村は、都道府県、国その他防災関係機関と連携し、情報伝達や住民の避難誘導、避難所の開設等土砂災害の発生を想定した実践的な避難訓練を実施することにより、土砂災害に対する警戒避難体制の充実・強化を図るものとする。また、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、土砂災害防止法に基づき、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市町村に報告するものとする。

（６） 火山噴火緊急減災対策砂防計画（緊急ソフト対策）

＜標準＞

火山噴火緊急減災対策砂防計画は、緊急ハード対策実行計画と緊急ソフト対策実行計画及びこれに関連する平常時からの準備事項からなる。緊急ソフト対策実行計画は、緊急時に実施する調査、火山監視機器の緊急的な整備、リアルタイムハザードマップ作成など、火山噴火に伴う土砂災害に対する避難対策を支援するために必要な情報提供に関する事項をとりまとめることを基本とする。

（７） 市町村長への助言

＜必須＞

国および都道府県は、土砂災害防止法等に基づき、市町村長から避難指示の解除等に際して助言を求められた場合は、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うものとする。

7. 2. 4 開発行為に対する制限や建築物の構造規制や移転の促進等

（１） 総説

＜標準＞

都道府県は、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について、建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地において、その土地の情報を明らかにして予め安全性が確保されない限りは居住等に利用されないよう一定の開発行為に対する制限や建築物の構造規制等を行うことを基本とする。また、すでに居住等に利用されており所要の対策工事が施されていない場合には、必要に応じて居住者や施設の管理者等に早急に安全を確保するための対応として移転等の勧告を行うことにより、土砂災害の防止を図ることを基本とする。

（２） 土砂災害特別警戒区域の指定による土地利用規制等

＜ 必 須 ＞

土砂災害特別警戒区域の指定による土地利用規制等は、都市計画法、土砂災害防止法及び建築基準法に基づき、都道府県は、土地の開発段階や建築段階において、新規立地の抑制や建築物の構造規制を行うこと、必要に応じて既存住宅の移転等の勧告を行うことにより、土砂災害の防止を図るものとする。